

目次

はじめに	2P
第1章 松ヶ崎の沿革.....	3P
第2章 自然災害に立ち向かう力！	4P
第3章 松ヶ崎地区防災訓練（体験型防災訓練）風景.....	6P
第4章 「となり人（びと）事業」	9P
第5章 昔がこうだったから、これからも大丈夫？	10P
第6章 みんなで助け合う「二つの地域内共助」	12P
第7章 要配慮者に対する避難行動支援・避難所生活支援.....	14P
第8章 地震の種類を知る.....	18P
第9章 松ヶ崎住民の避難.....	20P
第10章 命を守る行動.....	22P
第11章 「津波警報（注意報）発令時」の災害体制について	
第12章 松ヶ崎住民自治協議会がおこなう活動・発災後の重要な行動	23P
第13章 緊急用貯水槽について	
第14章 災害協定書締結と広域防災活動臨海ネットワークの取り組み	24P
さいごに	25P
別添資料	27P

はじめに

4つの防災対策が“町とあなた”を守る。

10年の防災事業を振り返り、新たな視線で安全・安心に着手する。

1. 地震・津波そして火災対策の推進。
2. 「となり人（びと）事業」の推進。
3. 「地域内共助」の推進。
4. 要配慮者対策の推進。

防災事業に完璧な答えを見いだすことは難しい。しかし「あきらめる」ことは、防災事業の進化にストップをかけることになるのでは？

地域にとって“為”になる防災・減災の答えを見つけるために、（刻々変わる）防災課題に一人ひとりが関心を深める、そして、“自分にとって”、“地域にとって”何が必要なのか考える。

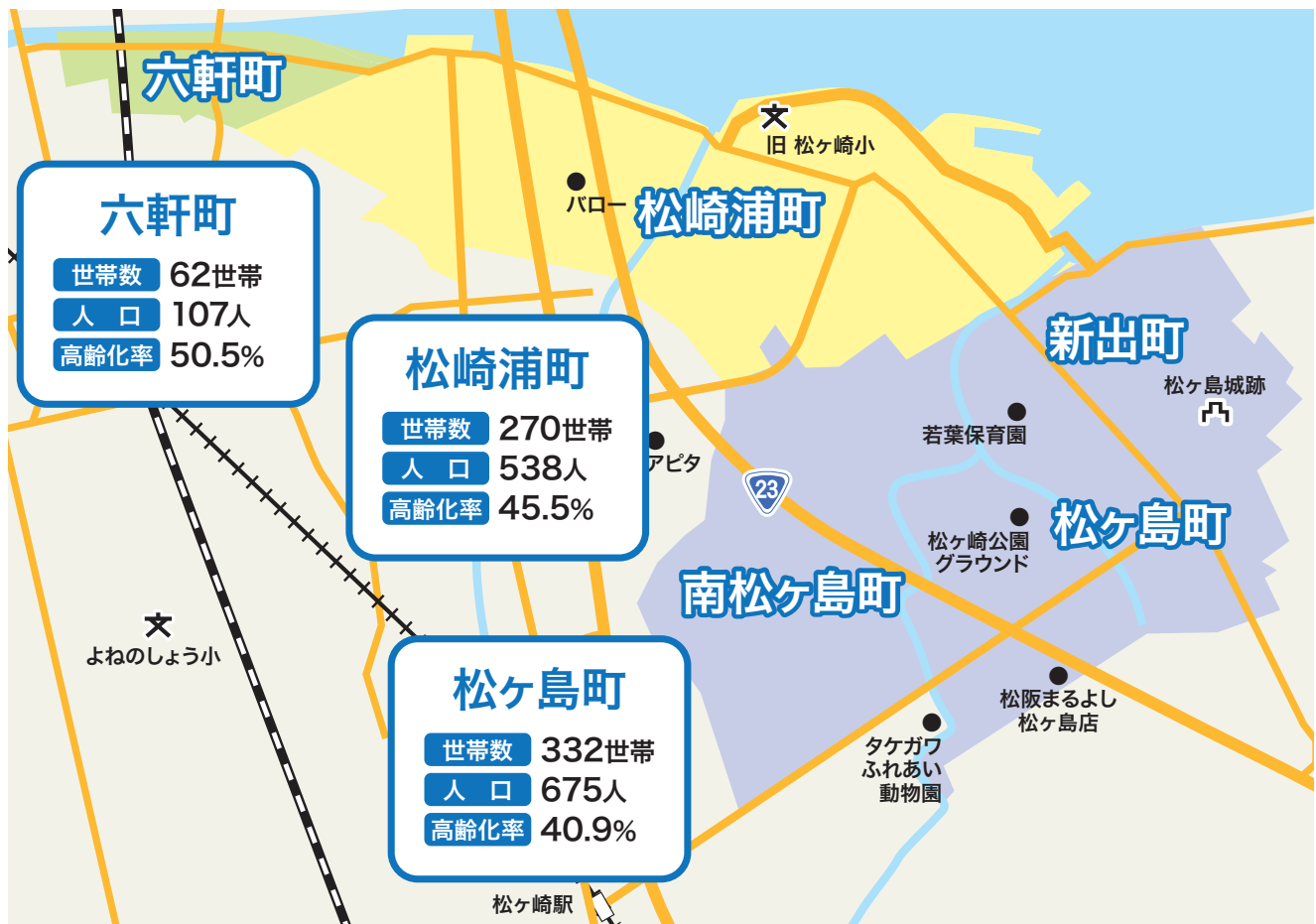
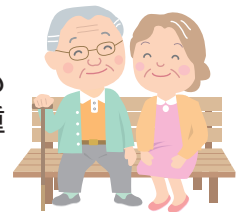
一人ひとりの（防災への）考え、思いが集結した先に、松ヶ崎が必要とする防災事業の答えが見つかると思っています。

自然災害への対策強化は、人々の安心・安全をベースにした町の姿・形を創りだす重要な要因となります。

防災・減災事業を通して「みんなで助け合う町」「心の通う町」「人間関係の豊かさを実感できる町」づくりに、みなさんの知恵と行動を集結させてください。

第1章 松ヶ崎の沿革

- ☑ 松阪市の北東に位置し、伊勢湾を望む堤防に囲まれた町です。また4本の、河川（三渡川・百々川・甚太川・中川）が縦断しており、水と関係が深い地域です。
- ☑ 人口は1,320人、世帯数は664世帯、高齢化率は43%と松阪市の平均を大きく上回っており、児童数の減少、空き家の増加等少子高齢化が急激に進んでいます。（令和7年（2025年）時点）
- ☑ また、松ヶ崎の生活道路は狭隘が多く、家屋・ブロック塀の倒壊、屋根からの瓦の落下等、予想以上の被害に見舞われる危険性は低くはありません。常日頃から、危険個所のチェックなど自分の住む町を見定めておくなど「自らが生活する町を知る事も災害対策のひとつ」です。
- ☑ 過去、被害は大したことなかったから、「これからも大丈夫やろ！」「そうでしょうか？」「今までに経験した事がない災害が起こるかも知れません」常に災害情報と向き合い、災害対策に取り組むことは重要な動きです。



次に松ヶ崎の現状を紹介します

災害に強くない松ヶ崎の現状
沿岸地域に位置する松ヶ崎は堤防1本で家並みが守られていますがこの堤防が完成してから70年余りが経過し、雑草・低木が生え亀裂も見られます。

「地震による陥没は大丈夫なのか？」



第2章 自然災害に立ち向かう力！

みんなでおこなう防災・減災対策

松ヶ崎の「安全・安心」という到着点を目指して！

みんなで考え 実践する「4つ防災課題」

1. 地区防災訓練への参加。
2. となり人（びと）事業の推進により、隣近所同士の深い付き合いを大切にする取り組み。
3. 地震・津波そして火災対策の強化推進。
4. 要配慮者対策の強化。（避難誘導支援・避難所での生活支援など）



災害級の酷暑（地球温暖化）による熱中症、線状降水帯によるゲリラ豪雨による洪水など、過去には考えられなかった（異常ともいえる）事態が続いています。加えて日本各地で発生している地震・津波災害など、人々の生活を根底から破壊する自然災害の猛威に油断はできません。



南海トラフ巨大地震の発生確率も30年以内に60～90%とされています。私たちが今まで経験したことのない事態がいつ起こるのか、明確な答えを出すことは難しく、それだけに、一人ひとりが災害に対する“備え”をおこなうことは災害から自らを守る必須条件です。



松ヶ崎住民自治協は、いつ起こるかわからない大災害に備え、防災訓練の開催、住民向けの地震情報誌を通して住民啓発を進めています。

ここ10年、松ヶ崎住民自治協議会が取り組んできた防災・減災事業

- 松ヶ崎地区合同防災訓練 ○避難所運営訓練
- 夜間訓練 ○地震津波講演会・住民学習会
- 南海トラフ巨大地震津波の情報誌発行
- 松ヶ崎南海トラフ巨大地震備えマニュアル発行
- となり人(びと)事業リーフレット発行
- 命のカルテ発行



直ぐにおこなった災害への2つの災害対応



号外発行「大災害備えマニュアル」の発行



令和7年8月8日発生した宮崎県“日向灘地震”を受け、気象庁は、初めて「注意報」を発令しました。直ちに住民のみなさんへの情報提供をおこなうため、「松ヶ崎南海トラフ巨大地震備えマニュアル」を9月1日全戸に配布しました。（詳しくは別添資料を参照ください）



令和7年8月15日 「津波警報（注意報）緊急災害体制」を構築（詳しくはP12を参照）

令和7年7月30日午前8時25分頃、気象庁はロシアカムチャッカ半島付近でM8.8の地震が発生、気象庁は太平洋沿岸部に津波警報(注意報)を発令しました。



三重県南部に津波警報が発令され、多くの住民が高台に避難される光景がテレビで映し出されました。



松阪市には注意報が出されたことから、松ヶ崎の住民数人から「どこに避難したらいいのかわからないよう」問い合わせがありました。「しばらく様子を見てほしい」「但し、海岸や川には近付かないよう」注意喚起をおこないました。



松ヶ崎消防団が津波浸水に備え松ヶ崎の樋門の閉鎖など警戒にあたってくれました。



特に今回のように広い範囲に津波警報が発令された場合の松ヶ崎の津波対策について、明確にする必要を強く感じました。



住民自治協は、8月住民自治協理事会に津波警報が発令された時の「津波警報（注意報）災害体制」の構築を諮り、津波災害対策本部（仮称）の設置を決定しました。

第3章 松ヶ崎地区防災訓練(体験型防災訓練)

☑ 松ヶ崎住民自治協議会は、毎年、全地区上げた防災訓練を開催しています。

- 主 催＝松ヶ崎住民自治協議会
- 共 催＝松ヶ崎8自治会、松ヶ崎小学校、松ヶ崎消防団、地域住民有志
- 内 容＝下記写真の訓練を中心に開催しています。



けが人救出訓練



A E D 操作訓練



消火器操作訓練



震度7の体験



防災意見交換会



小学生の濃煙訓練

避難所開設訓練

避難所運営訓練



夜間訓練



要配慮者避難支援 その1



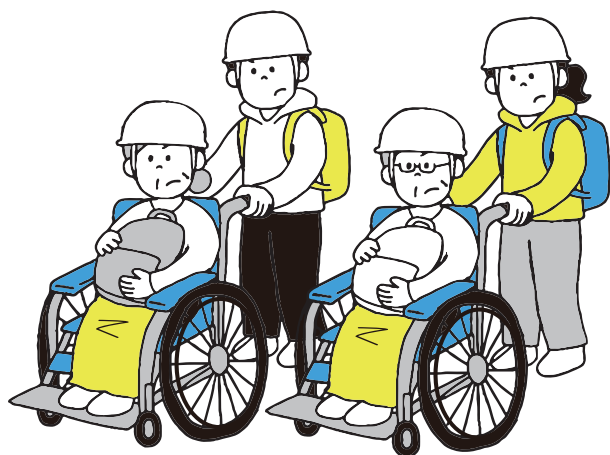
自治会別に集団となり、アピタ屋上（松阪市指定第一時避難所）への集団避難訓練をおこなっています。車椅子による避難支援訓練もメインの一つとして位置付けおこなっています



要配慮者避難支援 その2



松ヶ崎第一次避難所 松ヶ崎小学校屋上への避難支援の様子です。
小学生高学年による避難支援も訓練メニューとしています。



第4章 「となり人(びと)事業」

要配慮者に対する避難支援・避難所内での生活支援は、地域で必要な行動をおこなう必要があります。

特に、その役割を担っていただく方は、一番近くに住む“となり人”です。

松ヶ崎住民自治協においては、第1弾「となり人(びと)事業」第2弾「となり人(びと)事業」リーフレットを発行、全戸に配布し地域のみなさんに「発災時配慮を必要とする人」への対策について啓発(問題提起)をおこなっています。

「となり人(びと)事業って何？」

第1弾では、孤独・孤立の解消を目的に近所同士がお互いを見守り、声をかけ合う“温かい関係づくり”を提起しました。

第2弾では防災・減災マニュアルとして、家具の固定・ガラス窓の補強、そして、新たに「飲料水、食料品などの避難所までの一括搬送」そして、「発災時の火災対策」について、問題提起をおこない、近所同士が話し合う資料としての活用を呼びかけました。

詳しくは、別添資料を参照ください。



第1弾「となり人(びと)事業 (発行＝令和6年8月)」

【主な内容】

となり人(びと)事業って何？

孤独・孤立の解消を目的にご近所同士がお互いを見守り、声をかけ合う“温かい関係づくり”を提起しました。

第2弾「となり人(びと)事業 (発行＝令和7年9月)」

【主な内容】

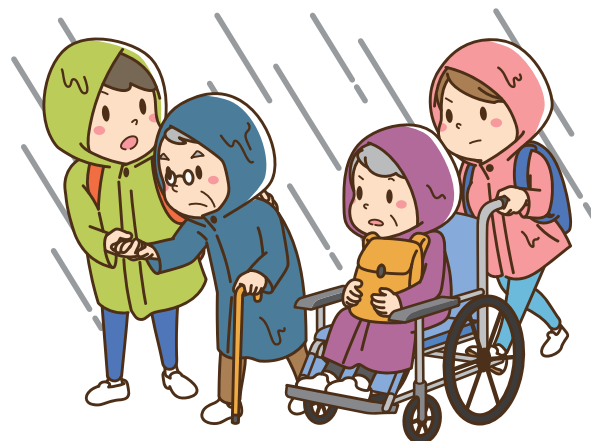
防災・減災マニュアル

第2弾は、南海トラフ巨大地震とは、地震・津波・そして火災対策の呼びかけ、地震・津波から命を守るための方策、そしてこのマニュアルで強調したのは、地震を原因とする火災対策です。

第5章 昔がこうだったから、これからも大丈夫？ 「私たちの想像を超える災害がくるかも知れません」

- ✔ 私たちが経験をした事がない大災害発生を念頭に置いた「安心・安全対策」を進めなければなりません。
- ✔ 近年発生している地震災害・ゲリラ豪雨による洪水被害が、過去に類を見ない規模で人々の生活を根底から破壊しています。
- ✔ 平成7年1月17日早朝に発生した阪神淡路大震災、平成23年3月11日に発生した東日本大震災、令和6年1月1日発生した能登半島地震など、人々がかつて経験した事のない大災害となり、いまだに生まれ育った故郷に帰還できない人々は少なくありません。
(そして、ゲリラ豪雨の発生、全国各地で洪水被害が多発)
- ✔ 近年、地球温暖化の影響で局地的に線状降水帯が発生し、ゲリラ豪雨により、全国各地で洪水被害が多発しています。
- ✔ 松ヶ崎においても例外ではありません。令和6年8月29日台風10号により松ヶ崎の4路線は、すべて冠水しました。深いところでは大人の腰付近まで冠水した道路があり、すべて通行止めの措置が取られました。
- ✔ 地震と台風・ゲリラ豪雨など、同時（複合災害）に発生した場合の心配はつきません。
「早めの避難」を心掛けてください。(次ページから冠水道路の写真を掲載)

松ヶ崎住民自治協は、地区防災計画(災害マニュアル指針)を必要に応じ見直しをおこなう考えです。



台風10号により冠水した 松ヶ崎地内の道路

(令和6年8月29日台風10号により冠水した松ヶ崎関係道路写真)



市道市場ノ庄線
(さくらロード)



市道松崎浦市場ノ庄線
(松崎浦からアピタへ)



市道松ヶ島長泉寺線
(百々川堤防長泉寺)



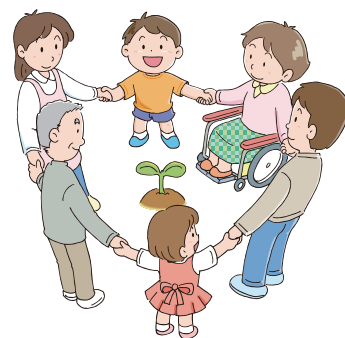
市道塚本長泉寺線
(松ヶ島からアピタ・イオンタウン船江へ)

第6章 みんなで助け合う「2つの地域内共助」

松ヶ崎住民協は、地域内共助の形として二つのシステムを確立しています。

1. 津波警報・津波注意報発令時の「松ヶ崎緊急災害体制の確立」
2. ゲリラ豪雨、台風等河川の氾濫によって家屋に被害（床上、床下浸水）が発生した「被災者への相互支援システムの確立」

さらに内容の伴った防災・減災事業を住民目線でおこないますが、これには、各地区リーダー（住民自治協理事・各地区自治会役員）の理解と協力が不可欠です。そして、防災・減災事業は、日々の災害対策活動の積み重ねが重要です。みんなで松ヶ崎の災害リスクを知り、リスクの軽減対策をおこなうことで、安全・安心の松ヶ崎づくりをおこないましょう。



2つの地域内共助（緊急災害体制の確立）

緊急避難指示発令時の対応＝松ヶ崎緊急災害対策本部（仮称）を立ち上げました。

- ☑ 緊急災害体制は、松ヶ崎住民自治協議会理事並びに各地区自治会役員（出勤できる人）で構成する。
- ☑ 待機場所は地区市民センターと考えているが、松阪市災害対策本部の指示を踏まえ判断する。なお、令和9年4月から、松ヶ崎小学校（第一次避難所）とする。
- ☑ 第一次避難所（松ヶ崎小学校）の開設準備をおこなう。
- ☑ 住民からの問い合わせ（避難先等）への対応をおこなう。
- ☑ 松ヶ崎消防団・松ヶ崎漁業組合との連絡を密にする。
- ☑ 発災時、必要な行動について、関係機関（市災害対策本部・福祉団体）との連絡をおこなう。
- ☑ 但し、伊勢湾に「大津波警報が発令」された場合は、松阪市の指定一時避難所（アピタ屋上・イオンタウン船江）へ避難者の誘導をおこなう。



風水害時の

「地域内共助システム」

台風・豪雨などにより、家屋の床上・床下の被災者を地域で助け合う



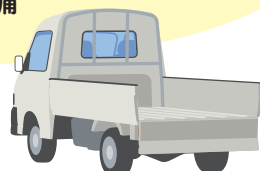
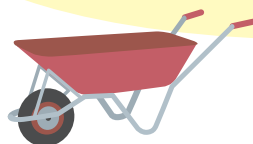
床上床下浸水被災者から
加入(A)自治会に支援要請



自治会長から
住民自治協議会へ
支援要請
TEL0598-51-5036

住民自治協議会

- 各自治会長に支援要請
- 支援機材準備(スコップ・一輪車・軽トラックなど)
- その他、手袋・お茶などを準備



B自治会・C自治会・D自治会
E自治会・F自治会・G自治会
各自治会ごとに支援員の動員要請

被災者宅へ集合
作業開始



第7章 要配慮者に対する避難行動支援・ 避難所生活支援

令和7年9月から11月にかけて、松ヶ崎住民自治協議会は「要配慮者と災害」をテーマにリーダー研修会を開催、学んだ内容について記述します。

要配慮者対策・避難行動要支援者とは

(講師＝三重大学大学院医学系研究科教授 磯和 勅子教授)

要配慮者とは

○高齢者・障害者・乳幼児・けが人その他特に配慮を要する人

避難行動要支援者とは

○要配慮者の内、災害が発生し、または災害が発生する恐れがある場合、自ら避難する事が困難な人であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する人

東日本大震災における被害者(逃げ遅れた人)

○要配慮者の6割は避難されなかった。その理由は

- ▶避難に必要な情報が届かなかった。
- ▶避難すべきか否か判断できなかった。
- ▶必要な避難支援を受けられなかった。
- ▶寝たきり状態や老老介護により自力あるいは介助者の力だけでは、避難できなかった。
- ▶(避難所の)設備や環境面から生活できないと思った。

○地域で考える要配慮者の防災・減災対策は、日頃からの災害準備が重要。



要配慮者の実態を考慮した避難所運営

○避難所運営マニュアルに要配慮者支援の視点をいれる。

- ▶要配慮者スペースやトイレの確保
- ▶要配慮者への生活支援や健康支援
- ▶医療福祉専門職者との連携

○要配慮者を含めた避難所運営訓練の実施

○避難所生活を見据えた非常持ち出し品の準備

- ▶薬やお薬手帳、メガネ・つえ・補聴器などの補助具

○第四地域包括支援センター、社会福祉協議会などの福祉機関との連携



避難所における健康対策

○持病対策

- ▶常備薬(お薬手帳)の準備、内服の継続

○食事・栄養対策

- ▶水分摂取、食べやすい食品や栄養補助食品の備蓄

○生活上の対策

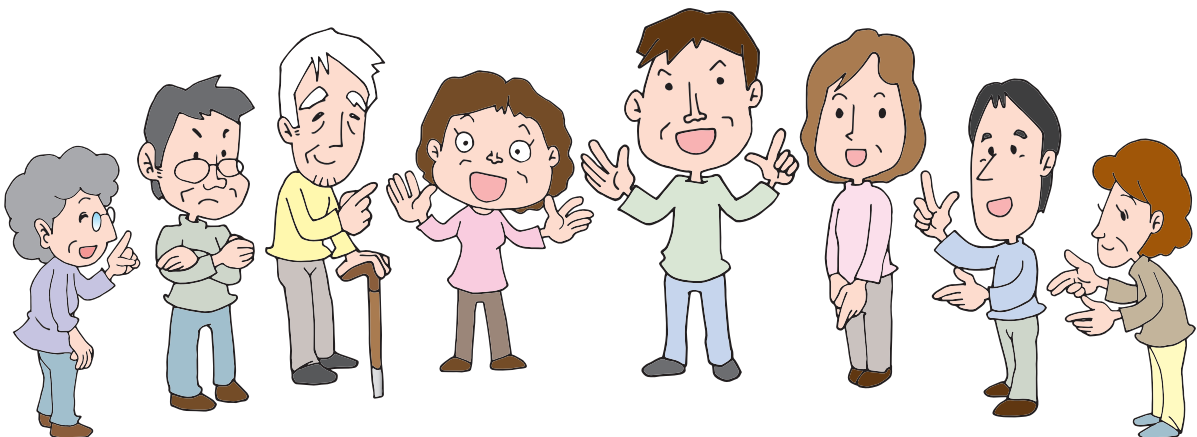
- ▶規則正しい生活リズムの維持、積極的な体操やストレッチ、避難所内での役割。

○心の健康対策

- ▶避難所内外で交流の機会を持つ、定期的な活動

避難所における目標

○「避難者の健康の維持」「避難所における生活の質の向上」「場所(避難所)の支援」から「人(避難者等)の支援」へ。



認知症を患っている人への支援

(講師:脳神経内科 宇野研一郎医師)

■皆でささえる避難所運営

○役割を明確に！声かけ、見守り、清掃、物資管理

■地区リーダーの役割

○要配慮者リストの確認。 ○避難時の誘導、担当者を配置。 ○判断はスピードと柔軟。

■助け合いの文化を育てる

○小さな声かけが、大きな安心へ。 ○「あなた大丈夫？」が命を救う。

■災害時の避難所で最も守るべきは「命」と「尊厳」

○誰もが安心して過ごせる場(避難所)を住民の手で。

■災害時に最も弱い立場にある人たち

○避難所では、身体や心に不安を抱える人が多数。

▶認知症、障がい者、高齢者、乳幼児、妊婦など、特別な配慮が必要な人。

■現場で起こるリアルな課題

○夜間の徘徊や混乱 ○薬の飲み忘れ ○騒音による不眠、トイレ問題

○介助者の疲労やストレス

■認知症の人が避難所で困る事

○場所や人が分からない不安 ○音や光への過剰反応 ○トイレ・食事が分からなくなる

○誤解によるトラブル。



■安心感を届ける事が最初の支援

○見慣れた顔、声、物をそばに置く。 ○顔見知り「そばにいる」事が最大の安心。

■認知症の方への声かけ3原則

○やさしい声とゆっくりしたテンポで
▶否定しない。 ▶驚かせない。 ▶待つ。

■薬の管理・服薬支援

○薬は命のライフライン。 ○お薬手帳のコピーを避難袋に。 ○飲み忘れ防止。(配薬表で確認)

■身体・生活リスクを防ぐ環境づくり

○滑り止めマット、段差の解消。 ○ベッド配置は“介助導線”を意識。

■脱水・低体温・床ずれの予防と早期発見

○水分チェックをこまめに。 ○皮膚、体温確認。 ○体位変換と声かけ。

■感染対策と衛生管理

○手洗い、換気、ゾーニング。 ○発熱者とはエリアを分ける。 ○共有物の利用禁止を徹底。

■命を救う初期対応

○AED、心臓マッサージ、救急連絡。 ○意識と呼吸を確認。 ○連携ルートを共有。

まとめ

＊特別な支援ではなく、日常の延長にある支え合い。

＊小さな気づきと優しさが命を守る。

＊みんなで避難者が安心できる避難所づくりを。



第8章 地震の種類を知る

① 海溝型地震

海のプレートと陸のプレートの境界に位置する海溝沿いで発生する地震を、海溝型地震と呼びます。海溝型地震の震源は海の中にある場合が多く、地震発生に伴う巨大津波にも警戒する必要があります。

① 内陸地地震

内陸型地震(直下型地震)は、断層のずれで発生する地震です。プレート境界で発生する地震とは異なり、一つのプレート内で発生する地震となります。他の地震と違って全国どこでも発生するため、常に警戒が必要となります。

過去の大災害から学ぶ(体験した人の声を掲載)

1. 昭和東南海地震

昭和19年12月7日熊野灘を震源とするM7.9の地震が発生、海洋プレートの沈み込みに伴い発生する逆断層地震でした。三重県は、震度5～6が観測(津市等)されました。また、この地震により三重県南部の沿岸では8～10メートルの津波に見舞われ大きな被害が発生しました。

松ヶ崎住民からの聞き取り



80歳後半の男性

大きな揺れに急いで家から避難した。今でも記憶に残っているが、数軒の家が傾き、小学校前の道路(県道)に大きくひび割れ(亀裂)が入り、水が噴き出すなど、液状化も発生し、子どもの頃の体験として地震の恐ろしさを覚えている。幸いにして津波による被害はなかった。

2. 阪神・淡路大震災

平成7年1月17日午前5時46分淡路島北部でM7.2の地震が発生、神戸市の一部で震度7(神戸と洲本で震度6を、京都、彦根で震度5を大阪、姫路などで震度4)を観測されたほか、東北から九州にかけて広い範囲で揺れを感じたようです。この地震により6,000人を超える方が亡くなられる大惨事となりました。

松ヶ崎住民からの聞き取り



70歳後半の男性

早朝「ゴー」という響きで目が覚めた。松阪市は震度5弱の揺れに襲われた。自宅のシャッターが大きな音を立てて激しく揺れた。テレビをつけたら神戸の街が大惨事となっており、あちらこちらから火の手が上がり、都市高速の橋げたが落下し、バスが宙ぶらりんとなっていた。大地震の恐ろしさを知らされた。

3.昭和28年台風13号

台風13号が熊野灘を北上、志摩半島を横切り知多半島に上陸、松阪市沿岸地域は、広範囲にわたって浸水被害がでました。



70歳後半の男性

松ヶ崎住民からの聞き取り

当時5歳、母親の実家で水害を体験した。水が家の中にどんどん入ってくる中、祖父に抱えられ2階へ避難したことを覚えている。

4.昭和34年台風15号(伊勢湾台風)

大きな風域を保ったまま潮岬付近に上陸し、三重県の西側を北上し、上陸時の中心気圧は929.5mbで上陸時の暴風域は半径250km、最大風速は50m、東海地方を中心に広い範囲にわたり、台風による烈風・高潮により壊滅的な被害が発生しました。

5.令和6年9月4日台風10号

ゲリラ豪雨により松ヶ崎の道路が全て冠水、通行止めの措置が取られた。松阪市(災害対策本部)から、緊急安全確保、避難指示が発令されました。

6.平成23年東日本大震災

東日本を襲った震度7の海溝型地震、津波の高さは最大で30数m、広範囲にわたって家並がおし流され、人的被害も8,129人が犠牲となられ、重なって原発事故が発生、未だに帰還できない人がたくさん見えます。この時、テレビの映像から山の手避難した小さな女の子(小学生)が押し寄せる津波に(町に)向かって「お母さん・お母さん」と泣き崩れる姿が映し出され私は涙が止まらなかった。お母さんは無事だったのかその後の詳細は分からないが、無事に娘さんの下に戻られた事を願った。

7.三渡川津波の恐怖



80歳後半の男性

松ヶ崎住民からの聞き取り

三渡川に津波が遡上する風景を何度となく見ている。チリ地震など遠く外国で発生した巨大地震により、三渡川(松ヶ崎)への津波の遡上、東日本大震災の時も津波が遡上している。幸いにして松ヶ崎への被害はなかったが、注意を要する河川であることをみんなが認識すべきである。



第9章 松ヶ崎住民の避難

01

避難情報と大雨の警戒レベルについて

レベル5（緊急安全確保）

レベル5はすでに災害が発生しており、慌てて外に避難するのは非常に危険な状況にある。レベル4での避難をする。

レベル4（避難指示）

周辺の状況が悪化する前に、自宅の2階以上に避難するか、危険な場所から早めに避難所（松ヶ崎小学校・アピタ等）に避難するか近くの頑丈な高い建物に移動する。

レベル3（高齢者等避難）

避難に時間がかかる人、ハザードマップの危険区域付近にいる人は危険な場所から避難（松ヶ崎小学校校舎等）

02

津波警報（注意報）発令の避難先



松崎浦町・新出町・松ヶ島町（長泉寺含む）南松ヶ島町は、

- ▶ 松阪市指定第**一次**避難所（旧松ヶ崎小学校校舎3階・屋上）に避難してください。
- ▶ 松阪市指定第**一時**避難所（アピタ・イオンタウン船江）に避難してください。



六軒町は、阿坂方面・豊田方面（旧嬉野町）に避難してください。

- ▶ ただし、（六軒町の皆さんの）自己判断により、避難先を決定してください。



伊勢湾に大津波警報が発令された場合は、迷わずアピタ屋上・イオンタウン船江か内陸地の**浸水地域外**に避難してください。



できれば、津波警報が発令されたら、海岸から遠く離れた親戚・友人に一時避難を依頼しておくことも“安心づくり”の一環です。



避難先選択の最終判断は、各自でおこなうこととなりますが、松阪市が指定する避難所外を考えてみえる人は、事前に松ヶ崎の友人か、近所の人か、自治会役員に〇〇へ避難することを事前に知らせておいてください。

第一次避難所と第一時避難所の違いについて

※**第一次避難所**とは＝災害用備蓄品の保管及び救援物資の配布がおこなわれる避難所であり、医療チームの派遣対象避難所です。

※**第一時避難所**とは＝一時的に命を守ってもらう退避場所であり、救援物資の配布・医療チームの派遣は対象外の避難所です。

03

避難時に気を付ける8つの注意点

1. 連続して発生する余震に注意、屋根からの落下物に注意。
2. 傾いたブロック塀に注意、道路の亀裂、陥没に注意。
3. 液状化による家屋の倒壊に注意、国道横断時通行車両に注意。
4. そして、必ず隣近所声を掛け合い一緒に避難する。
5. 子どもの安全を確保する。
6. 要支援者の避難時の適切な支援をする。
7. 想定される災害をテーマに、家族でおこなう防災家族会議(自助)
8. 地域みんなで助け合う活動(共助)への理解と参加を呼びかける。

旧 松ヶ崎小学校校舎外階段の設置及び屋上の整備



校舎外階段の設置



フェンスを設置した屋上



照明等および鍵収納ボックス

04

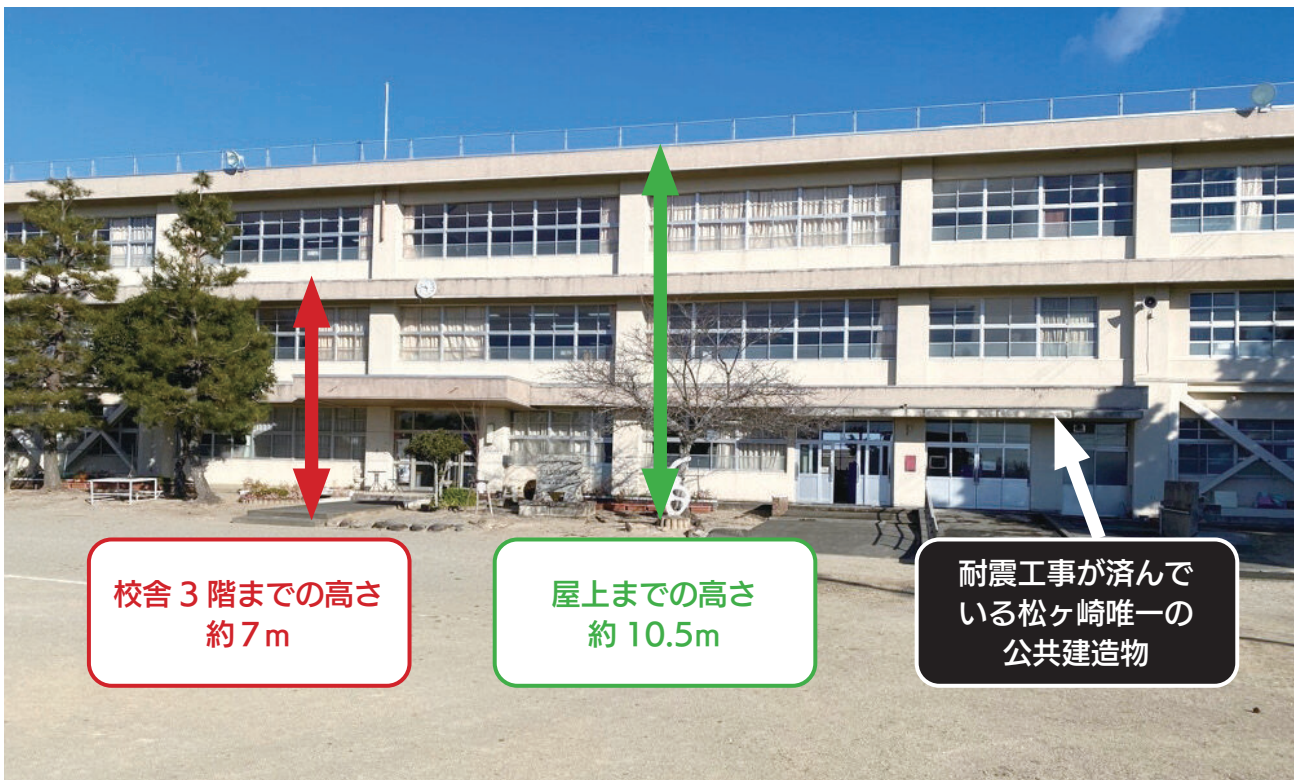
避難所(場所)の全景

(旧 松ヶ崎小学校3階並びに屋上
アピタ屋上・イオンタウン船江)

松阪市によれば、松ヶ崎への第一波津波の到着時間は約56分、津波の高さ最大3.8メートルと発表されています。
なお、松ヶ崎住民自治協は嬉野豊田住民自治協と災害発生時相互支援協定書を締結し、お互いの弱点を「フォロー」することとしています。

☑ 第一時避難所(アピタ屋上・イオンタウン船江)

☑ 旧 松ヶ崎小学校校舎全景写真



第10章 命を守る行動

(一人ひとりが、自治会が、住民自治協がやるべきこと)



あなた自身(各家庭) でやるべき事 (自助)

- ①大型家具等の転倒防止対策をおこなう。 ②避難方法について家族近所と話し合う。
- ③家族との連絡方法を決めておく。 ④最低3日間の飲料水・飲食を備蓄する。
- ⑤夜の地震に備え懐中電灯・靴などまくら元に置いておく。
- ⑥常備薬が残り少なくなったら早めに準備しておく。

まだまだ沢山の災害対策が必要となります。家族会議で地震対策上必要な課題を出し合い、大災害から命を守る対策を話し合ってください。



隣近所でやるべき事＝となり人(びと) 事業の推進 (となり人(びと) 共助)

- ①隣近所“声を掛け合い一緒(集団で)に避難”する。
- ②一人暮らしの高齢者・要支援者の人への支援策として、「避難行動支援」をおこなう。
- ③備蓄品(飲料水・災害食等) これらをまとめると相当な重量となり、要支援者の人が避難所まで持っていくには無理がある事から一括搬送について検討する。
- ④そして地震後の火災対策(ブレーカー・ガス栓・暖房器具OFFの周知について話し合う)



地域(自治会) でやるべき事 (自治会共助)

- ①自治会主催による「防災研修会」を開催し、大災害への備えを周知する。
- ②松ヶ崎地区防災訓練への参加促進を図る。
- ③避難者の受付、避難所内でのケアについて話し合う。
- ④避難されていない人の所在確認方法について話し合う。



松ヶ崎住民自治協議会でやるべき事 (地域内共助)

- ①地区防災訓練の開催。 ②防災・減災事業の推進と住民への情報伝達。
- ③災害情報の発信。 ④津波警報(注意報)発令時の災害支援体制の構築。
- ⑤避難所運営及び避難所内での避難者のケア(生活支援等)について
- ⑥みんな避難しました目印作戦(例：黄色い旗を掲げる作戦)の検討。

各戸に旗と掲揚棒を配布し、避難時に玄関先等目の付くところに掲げる運動の推進を検討します。



消防団による樋門の閉鎖 (地域内共助)

- ①舟入樋門 中川樋門 松ヶ島樋門 六軒樋門
- ②三重県による百々川樋門の閉鎖



第11章 「津波警報(注意報)発令時」の 災害体制について

津波警報・注意報 緊急災害体制の確立

令和7年7月30日発生したロシアカムチャッカ半島地震を受け、気象庁は太平洋沿岸部に津波警報・注意報を発令しました。

全国各地で人々が慌てて避難する光景がテレビで映し出されていました。

松ヶ崎の住民からもどこに逃げたらいいのか問い合わせがありました。幸いにして大事に至りませんでしたが、緊急時の災害体制の必要性を8月理事会で提案し「津波警報・注意報 緊急災害体制」を構築しました。

第12章 松ヶ崎住民自治協議会がおこなう 発災後の重要な行動

なぜ！自助・共助が重要なのか？

○松ヶ崎地区防災マニュアル地震・津波・火災そして台風対策について

- ▶南海トラフ等大災害発生時、直ちに行政機関(国県市)災害ボランティアの支援は一定の時間が必要となり、地域住民が力を合わせ避難支援、避難所運営をおこなう必要があります。
- ▶避難所への避難支援、避難所の運営など、要配慮者への支援活動など、待ったが効かない。特定の人(住民自治協議役員や自治会役員)に「その任をまかせれば良い」「なんとかしてくれるやろ」など、地域の役員を頼りにする事から「動ける人」みんなでやらなければ」とする「地域内共助」の動きを創り上げる必要があります。
- ▶南海トラフを原因とする大災害が発生すれば、松ヶ崎は最大3.8mの津波の襲来が想定され、第一波到達時間は約56分と想定されています。「1時間のあれば逃げられるわ」と判断することはリスクがともないます。連続して襲う余震、倒壊家屋・ブロック塀・自販機等の倒壊、加えて、道路の液状化、亀裂が道路を塞いでいるかもしれません。外部の状況を確認しながら避難してください。

また、近所に要配慮者の人がいる場合、避難行動の支援(声かけ・避難支援)を複数人でお願いします。



第13章 緊急用貯水槽について

緊急用貯水槽について

- ①緊急用貯水槽は、松ヶ崎小学校・西黒部小学校・東黒部小学校グラウンドに埋設されています。
- ②容量は
 - ▶旧 松ヶ崎小学校＝ 100 m³ 給水取出口＝ 3 箇所
 - ▶旧 西黒部小学校＝ 30 m³ 給水取出口＝ 1 箇所
 - ▶旧 東黒部小学校＝ 30 m³ 給水取出口＝ 1 箇所
- ③3基で160 m³(160,000 l)が貯水されており、これは1人1日に必要な量3 lを3日分給水するとして、約18,000人弱をまかなえる量となります。
- ④給水対象エリアを広範囲の地域住民としていることから、3小学校に整備されている緊急用貯水槽(飲料水兼用耐震性貯水槽)による給水は、松阪市においておこなうとされています。(防災対策課と確認)
- ⑤松阪市は断水及び濁水が確認された場合は、必要な措置を取るものとしています。(令和7年度松阪市防災計画より)
- ⑥以上の事から、松阪市に対して「緊急用貯水槽の定期点検」について要請しました。

第14章 災害協定書締結と広域防災活動 臨海ネットワークの取り組み

嬉野豊田住民自治協議会と災害発生時相互支援協定書を締結。

- ▶協定書は、お互いの弱点をフォローする内容となっています。

松阪市臨海ネットワークの活動。

- ▶「沿岸部に津波タワーの建設を！」松阪市で最初に声を上げた市民防災団体です。結果、鵜五主地区・西黒部松名瀬地区に避難タワーが建設されました。(この両地区は避難困難地域のため)
- ▶構成は、伊勢湾沿岸地域である松ヶ崎・天白・鵜・港・第四・西黒部・東黒部の7地域。



さいごに

1. 大災害から人命を守るためには、まず、「隣近所の関係強化」を図る必要があります。
そのために、平素から「声かけ、見守り」を実践することが、近所同士の適切な動きを生み、一人の犠牲者もださないことに連動するものと思っています。
2. 地域の「安全・安心」をより強固なものとするため、発災時地域の“動ける人”が中心となって、要配慮者に対する「避難支援」「避難所内の支援」をおこなう必要があります。
(先に述べた通り、行政機関・災害ボランティアによる支援は、一定の時間を有すると考えられます)
3. 「地域でできることは地域で！」をスローガンに、平常時から、人と人との繋がりを豊かにします。
4. 松ヶ崎住民協が提唱している「となり人事業」を推進することは「私は一人じゃない」「みんなが見守ってくれている」その様に感じる安心・安全の町づくりは、高齢化が進む町にとって、是非実現させたい姿ではないでしょうか。

(発災時考えておく事)

- ◎災害発生＝想像を絶せる被害が日本各地を襲う事を覚悟する必要があります。
- ◎特に、南海トラフ大災害発生時、直ちに行政機関（国県市）災害ボランティアの災害支援は一定期間難しい事を前提に、松ヶ崎としての災害体制を確立する必要があります。
- ◎私たちに求められる動きとして、地域住民が一丸となって災害復旧に取り組み、行政機関、災害ボランティアの支援を受けるまで、一定期間の活動は地域の責務となります。
- ◎そのため、避難所への避難行動支援、避難所運営、避難者の生活支援等、特に配慮が必要な人を守るための行動は、松ヶ崎の住民一人ひとりに求められます。



5. 災害発生時だからこそ、一丸となって災害に立ち向かう。「要配慮者＝乳幼児・身体に障がいのある方・高齢者・けが人等」を支えるため「住民一人ひとりが被災者に対する支援知識を身に付ける必要があります。
6. そのため求められる一人ひとりの行動は。
- ◎地域の安心をより強固なものとするため、「地域でできることは地域で！」をスローガンに、みんなの参加で災害対応に充て込む必要があります。
 - ◎自然災害から人命を守るためには、まず、「人と人の関係」そして「となり近所の関係」強化を図る必要があります。
 - ◎平素から「気持ちが通う人づくり」を進めることは、人と人との繋がりを強めることになり「いざ！」という時、一人の犠牲者もださない動きに繋がるはずです。
7. そのために「となり人（びと）事業」は最も重要な取り組みです。
- 安心・安全の町づくりを通して、その先に見える風景は。
- ◎松ヶ崎も若い世帯が内陸地へ移住する世帯が増え、人生をスタートさせた“ふるさと”を離れる人が少なくありません。そのため空き家も増え、少子高齢化に拍車をかける要因となっています。
 - ◎松ヶ崎住民自治協は「松ヶ崎を離れた人たちが現役を引退された時、松ヶ崎に戻る気持ちを持ってもらえるよう」防災事業を始めとする安心・安全事業、人にやさしい町づくり（となり人事業）に尽力しなければと強い気持ちをもっています。
8. この地区防災計画は、各地区リーダー用に編集しました。配布は、住民自治協理事、各地区自治会役員の皆さんに配布いたします。ページ数も多く読みづらい点もありますが、目を通してください。みなさんの意見・提言をお待ちしています。

この地区防災計画は、松阪市元気応援事業において応募(提案)した内容をもとに作成しました。松阪市から事業採択、スポンサー賞として、松阪新電力株式会社様から授与した交付金を活用し作成しました。

(連絡先)

松ヶ崎地区市民センター内(住民自治協事務局)

住 所 松阪市松崎浦町738-1番地

電 話 0598-51-5036